

## 令和5年 第2回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和5年7月27日(木)

9:30～11:51

～速記録～

### ◎ 議長(西 昭夫)

皆さん、お早うございます。議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席いただき厚く御礼申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。初めに、去る6月29日に逝去されました堀忠雄広域連合長のご冥福をお祈りし黙禱をささげたいと思います。皆様ご起立お願い致します。黙禱。お直りください。ご着席をお願いします。続きまして、職員の異動がありましたので紹介します。児童館長の西中義博君です。

### ◎ 笠置児童館長(西中 義博)

7月24日付で笠置町人権啓発課から異動になりました笠置児童館館長の西中です。よろしくお願い致します。

### ◎ 議長(西 昭夫)

よろしく申し上げます。ただいまから、令和5年第2回相楽東部広域連合議会定例会を開会致します。平沼広域連合長職務代理者挨拶。

### ◎ 広域連合長職務代理者(平沼 和彦)

皆さんお早うございます。初めに、去る6月29日に和東町長として、また、この相楽東部広域連合の広域連合長として、これまで相楽東部の発展に多大なるご尽力をいただきました堀忠雄様が急逝されました。ご家族をはじめ、ご遺族の皆様方に衷心よりお悔やみを申し上げたいと存じます。今後は、副広域連合長をはじめ、残された職員が一丸となってそのご遺志を継ぎ、引き続き、相楽東部の発展に寄与できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても何とぞよろしくお願い申し上げます。さて、本日は、令和5年第2回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。本定例会におきましては、令和5年度第1号の補正予算のほか相楽東部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件につきましてご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。本日は、誠に苦労さまでございます。

### ◎ 議長(西 昭夫)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。なお、前田参与については欠席の届けが出ています。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって9番、梅本章一議員、10番、吉田哲也議員を指名します。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いを致します。日程第3、会期の決定を議題と致します。お諮りします。本定例会の会期は、去る7月19日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長 (西 昭夫)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日間と決定致しました。日程第4、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、畑武志議員。

◎ 総務厚生常任委員長 (畑 武志)

皆さん、改めましてお早うございます。それでは、総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、去る7月12日午前9時30分から和東町体験交流センター会議室で開催致しました。まず、令和5年第2回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号案の件について説明を受けました。次に、本定例会で提案される相楽東部広域連合議会個人情報の保護に関する条例案について、事務局から説明を受けました。最後に質疑として、ごみの出し方について、また、ごみの収集方法がステーション方式、戸別収集と町村の一部地域で異なっていることについての質問が出されました。以上で、7月12日に開催した総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長 (西 昭夫)

続きまして、文教常任委員長、坂本英人議員。

◎ 文教常任委員長 (坂本 英人)

それでは、文教常任委員会の委員会報告をさせていただきます。本委員会は、7月13日午後1時半から和東町体験交流センターのホールで開催致しました。まず、令和5年第2回相楽東部広域連合定例会の概要として、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号案の件について説明を受けました。次に、本定例会で提案される相楽東部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例案について事務局から事前説明を受けました。最後に質疑として、各学校の給食運営委員会における保護者からの意見や内容、今回の補正予算で開催回数を増やす理由についての質問、また、和東小学校スクールバスを購入するこ

ととした経緯や運営開始の目途についての質問、さらには、笠置小学校における浄化槽の現状や影響に関する質問が出されました。以上で、7月13日に開催した文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

以上で報告を終わります。日程第4、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。6番、鈴木かほる議員の発言を許します。

◎ 6番（鈴木 かほる）

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をしたいと思います。質問は、大きな項目三つあります。1、こども基本法を生かして子どもの声を聞く社会に。国連子どもの権利条約批准から約30年、ようやく昨年6月に国内法こども基本法が制定されました。基本法の中でも大切な差別の禁止、子どもの最善の利益、意見表明権など子どもの幸福度は世界でワースト2位とされていますが、東部連合管内の子どもたちはどうでしょう。学校現場での改革状況を質問します。1、こども基本法をどう受け止めていますか。2、子どもの意見表明権は、学校改革の大きな目標だと考えます。具体的な取組事例は何がありますか。3、子どもの家庭状況などで学校だけでは解決できないときの外部組織との連携できる仕組みはどのようになっていますか。4、子どもにとって教職員の耳を傾けるためのゆとりは、大きな教育環境です。給特法で定められた4項目以外に労働過重になっている事態は改善されてきましたか。5、放課後の子どもたちに遊びの場は保障されていますか。二つ目の質問です。災害時の学校避難所と行政の連携と命を守る教育を。28年災害から70年、その後も61年災害など過去に大きな災害を乗り越えてきました。町村の学校施設、体育館は、被災者の避難場所として設定されています。教育委員会が管理をしていますが、災害時には避難場所として行政に移行されます。その関係と準備について質問します。1、避難所開設の決定、開所の責任はどこにありますか。2、また、学校現場との関係はどうなりますか。3、避難場所としての体育館の冷暖房、電気、備品などの計画は進んでいますか。4、過去から学び、災害の記憶を風化させない命を守る教育と広報活動をいろんな機会を通して進めるべきではないですか。三つ目の質問、読みやすい広報紙のさらなる改善を目指して。広報れんけいがカラーになり写真など楽しい紙面になりました。より読みやすい紙面にするために質問をします。1、文字の色や字体、地色など色覚障害者、高齢者に配慮ある紙面づくりをしてください。2、文化施設である図書館を大切に。3、三つの図書館の紹介や本を相互貸借していることなど住民への広報を強められたい。以上です。あとは自席に戻ってします。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。鈴木議員の一般質問、こども基本法を生かして子どもの声を聞く社会について、お答えします。最初に、こども基本法の受け止めについてお答えします。本法律は、こども家庭庁の設置と相まって昨年6月公布、本年4月より施行されています。人口減少がますます進む中、子どもを真ん中に置いた施策は至極当然であり、連合教育委員会としても本法律を踏まえ一層の取組を進めたいと考えています。特に、二つ目のご質問である子どもの意見表明権については、子ども抜きで子どものことを決めるなど校長会等で指示してきました。その一つとして、中学校の校則の見直しを指示しました。両中学校とも子どもと相談し校則の見直しを行いました。また、小学校においてもルールを子どもたちに考えさせる取組を行っています。今後も様々なことに子どもの意見を尊重するよう指示しています。次に三つ目、教育は学校だけで完結するものではなく家庭、地域と連携協力しながら進めていくものと心得ています。とりわけ厳しい家庭の状況が見受けられる場合は、外部機関との連携を図るようしております。外部機関との連携は、管理職が中心となり専門的な知識を有するスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーとともに必要機関と連携しております。次に、四つ目のご質問については、令和元年10月に教職員の勤務時間の上限に関する方針を設け、段階的に目標を定めて取り組んでおり、年により若干の変動はありますが概ね順調に進んできています。ただ、人事異動や行事の重なる月などには、オーバーワークになっている学校も見られます。よって、まず、今年度導入する校務支援システムを有効に活用し、さらに今後AIのさらなる整備により教職員にゆとりができ、一層子どもとの時間が持てるものと考えております。最後に、放課後の子どもの遊び場についてですが、各小学校区で放課後や土曜日の子どもの居場所づくりとして、学校やスポーツ活動、または様々な遊び体験の機会を提供しています。そこでは子どもたちと地域の方々との世代間の交流が図れ、地域総がかりで子どもたちの健全な育成が進められています。次に、災害時の学校避難場所と行政の連携と命を守る教育についてお答えします。最初に一つ目、二つ目については、議員ご指摘のとおり学校が避難場所として定められており、体育館が避難場所となることが多いように思います。学校は児童生徒の教育活動に日常的に使用しますので、その点において学校及び教育委員会の管理管轄になろうかと思えます。ただ、防災拠点としての使用に当たっては、町村の範疇になろうかと思えますので災害時における開設の決定、開所の責任は町村にあると考えます。ただ、災害はいつ起こるか分かりませんので、日常使用している学校、教育委員会において開設がスムーズに行われるよう連携協力していくものと考えます。次に、冷暖房等の計画についてですが、児童生徒の教育活動における体育館の使用に当たっては、昨今の猛暑等で活動しにくいときもありますが、年間を通じてわずかな時間でも、期間でもあり冷暖房の設置については、費用対効果も考え不要ではないかと考えております。避難場所としての使用に当たっての

考え方については、当該部局である市町村での判断になろうかと思えます。最後に四つ目、命を守る教育については、必要に応じて随時実施しております。とりわけ梅雨時期における水害、夏休み前の水の事故防止等については、本年が南山城水害70周年に当たることから注意喚起を一層呼びかけているところです。また、各校とも各学期1回は、火災、地震、不審者の侵入等を想定し避難訓練を実施してきております。特に、子どもたちの命を守るという視点から、避難訓練の狙いを子どもたち自身が自分の命を守ること、教師は子どもの命を守ることを最優先に考えた避難ができることに力点を置いております。命を大切にするという教育は、あらゆる機会を通して実施するよう指示しており、災害時に限らず日常的に交通安全、けがの防止、熱中症、食中毒、コロナなどの感染症などに注意するよう呼びかけております。最後に読みやすい広報紙のさらなる改善を目指して、については、二つ目の図書館についてお答えします。各町村にある図書館は大切な文化施設です。館内の三つの図書館では、地域住民の方々にとくさん活用してもらえるように本の紹介や、図書館でのイベントを実施しています。ボランティアサークルや図書館司書による読み聞かせ、お話し会、紙芝居など幼児期から本に興味を持ってもらえるよう定期的に継続してもらっています。読書の習慣を身につけるには、幼少期から本になれ親しむことが大切であり、本人が、大人が本を読むという文化が子どもに大きな影響を与えます。幼少期のこういった経験が、学校における学習活動に大きく影響していることは広く言われているところです。教育委員会としても五つの学校と三つの図書館が連携して、本の相互貸借がしやすいよう、しやすくなるよう工夫改善するとともに、府立図書館とも連携しながら多様な本を提供できるように進めているところです。そういった状況を広報れんけい、生涯学習情報誌ハーモニーを通じて管内に広くお知らせし、管内住民の読書ニーズに応えることと読書の広がりをつくれるように一層努力していきます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長職務代理者。

◎ 広域連合長職務代理者（平沼 和彦）

鈴木議員からの広報紙に関するご質問について、教育長の答弁に続きお答え致します。ご承知のとおり広報れんけいについては本年6月号からリニューアルし、ページを全てカラーにするとともにイラストや写真を多く配置し、伝えたい情報を見やすく、分かりやすく工夫したところがございます。ご指摘の色覚異常についてでございますが、例えば、赤と緑の色が近い場所にある場合や色が重なっている場合に見づらくなると一般的に言われておりますが、その症状には様々なものがあると伺っているところがございます。そのため制作に当たっては、文字などの色が重ならないようにするほか字体、地色体など極力デザインに配慮致しますとともに、ご意見を伺いながら視覚障害者や高齢者の方に配慮した紙面づくりに向けて引き続き努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

順番にいきます。まず、こども基本法の問題ですけれども、この質問の中で一番の大前提が抜けてたなと思ってます。というのは、子どもの意見表明権とか言うてるけども、子ども自身がこのこども基本法にそういうことが言われているということ、こどもの権利条約の中で言われているという認識がなかったら全然役に立たないと思うので、まず、学校教育はそこから始まるだろうなと。先生方自身のこどもの権利条約に対する認識、そして、それを基にあなたたちにはこういう権利があるんだよという、そこからが第一歩やろうなと思っています。それで現状どんなふうな学校教育の中で、どういう場所でどんなふうに、そういう子どもと学習するような場面というのが保証されてるのでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

鈴木議員のご質問にお答えします。こども基本法については、この法律が出ましたときに校長先生にこの法律を法律の概略をあらましをご説明し、教職員に周知徹底を図るようにはしております。ただ、先生方から子どもたちへの取組については、これについてはこの法律が出る以前から子どもを中心に学校で物事を決めるようにということは従前から申し述べています。これは一昨年、この法律が出る一昨年前から校則についての見直しをかけるように指示してきました。長く時間がかかったんですが、先生方も慣れておりませんので子どもたち自身もそう言われても自分のこととして捉えるのに時間がかかりますので、随分時間はかかりましたけども、まずは校則から自分たちのことだということで捉えるような働きをかけて、今回ちょっと校則を変えてみました。ただ、私の目から見てまだまだ不十分ですので、さらに継続しなさいということは申し述べています。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

本当に子どもたちにとって一番学校生活の基本になる校則っていうのは大事だと思うんですけども、私の手元にあるのは笠中の2021年版なんです。これ見ても、やっぱりこれはどっちかいうたら先生が授業をしていくというか学校の指導をしていく、いきやす

いような観点で書かれてるような目線を感じるんです。だから、今どんなふうが変わってきているのかなということは楽しみにしています。それから、例えば、笠中では制服も変わりましたしね、ただ大事なのは、このときにどういうのかな、いわゆる子どもに自主的にこういうことをしなさいという自主的という言葉をよく使いますけども、自主的っていうのは進む方向が決まっていて、そこに自分から足を一步踏み出すかどうか。じゃなくて、ここで言われている意見表明権の中で言われているのは、主体的という言葉は言われます。主体的というのは、こっちに進むか、そうじゃないかということも含めての子どもの選択権になってきます。だから、そういうときに何かしなきゃいけない方向だけを先生がどんどん示して、それに子どもが乗ってくるように、私たちも現役のときにはそういう感じの指導をしてましたけども、そこを大きく変えていかなきゃいけないなと思っています。それで、子どもが不登校の子ありますね。なくならないのかな。中には何年も不登校の状態が続いている場合もあります。そういう子どもたちの問題をどうしても担任とか、身近な人たちで学校の中で解決するみたいな方があると思うんですけど、今どういうのかなスクールカウンセラー、スクールカウンセラーだけでなくスクールソーシャルワーカーを入れるということが特に大きな市町からどんどん進んできています。だから、この東部連合の中でもやっぱり教育委員会なり、学校独自というのは難しいと思うんだけど、やっぱりせめて教育委員会の配属としてスクールソーシャルワーカー、SSCを置いていくという方向は大事じゃないかなと。何でもかいうたら、スクールカウンセラーというのは、子どもに対してできるけれども、そこを一步踏み出して、そして、地域のいろんな民間とかそういうところにも働きかけて仕組みそのものを変えていくっていうことができるのが、このスクールソーシャルワーカーなんですよね、改革者なんです。だから、そういう観点から学校の中とか、児童相談所とか、そういうところだけでじゃなくて、もうちょっと大きな枠組みで子どもを守っていくということをこれから考えていっていただきたいなと。この法律までできたところで5年以内に何とか形つくりなさいよと国も言うてるみたいなので、まだ始まったばかりですけども、そういう意味でも東部連合は先進を切っ飛ばしなと期待しております。それについて何かお考えありましたら一言お願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

鈴木議員おっしゃるとおりです。スクールソーシャルワーカーの働きっていうのは、学校にはない福祉であるとか、児童相談所、それから時には警察という、そういう関係機関とつないでいただくという意味で非常に重要な働きをされています。そういったことは、京都府の方もそういった施策を打ってまして、実は東部連合にも配置されております。ただ、常駐ではないので時間配置なので、週に1回、8時間というようなかたち、それから

拠点校が和東中学校になってまして、そこから管内の要望があるところには出向くというようなかたちになっていまして、まだまだ十分ではありません。ですので、そういった意味でいうと、もっと常駐してもらえるように要望はしていきたいところですが、ただ事象をスクールソーシャルワーカーに関わってもらって改善している、それから要対協、そういった場面にも出ていただいていますので、そういったところから課題がある生徒の改善に向けて働いてもらっているところです。ますます活用していきたいなというふうには考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

そしたら、次の話に行きたいと思います。子どもたちを守る一番の学校の教育環境、先生ですね。この先生に本当に子どもの声をゆっくり聞けるような余裕があるかって。東部3町村もみんなそうってしまったんだけど、最初に和東の学校が統合されたときに、もう放課後になったらバスに乗せなきゃいけないというので、当時、私たちほかの学校におったんですけど、和東はえらいこっちゃなど、放課後がなくなってしまったなど。それ、すごく先生たちにとっても子どもと接する大事な時間やったんですよ。それがもうバスに乗せなきゃいけないっていうのでなくなってしまった。そうなってくると、じゃ学校の教育時間の中で子どもと接することが本当に先生たちできてるのかなと。教師の働き過ぎとか、それ言われてますし、給特法のことも変な見直しの案も出てますけども、やっぱり最終的には先生たちの、いわゆる残業が一切なくなるというのが本当の姿だと思うんですけどね。できたら、どういうのかな、そういうゆとりを持って子どもに接しられる、子どもと一緒に遊べる、そんな時間を学校教育の中でぜひ見つけていっていただきたいと思うんですが、先生たちの現状はどうでしょう。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

実際に教員たちの日常においてのゆとり時間は極めて少ないです。やっぱりやらなければならぬことが多いですから、そのことに対応することで子どもたちとの時間が少なくなっているというのもあろうかと思います。和東管内の学校を見ますと子どもを置いて事務作業をしている教員は、私の目から見るとおりません。ですので、どうしても子どもと関わる時間をつくって、その後に事務仕事をするということになりますので、現在、月45時間、年間360時間という枠を決めておりますけれども、実際には、そこを今年は



本当は月45時間100%でいきたいわけですが、学校においては100%を満たせていない学校も実際にはあります。ですので、そういった部分でやらなければならないことが多いですから精査しなさいと、本年度、今年度の教育委員会、連合の目標はイノベーションで、それぞれの学校で工夫改善して、どうしてもやらなきゃいけない、これ国から業務仕分けが出ているところですが、実際に、現場において、このことは優先課題、このことは置いてというようなところか、あたりを整理しながら時間をつくるようにということは指示していますが、なかなか難しいのが現状であります。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

じゃ次、2番目の避難所問題に行きたいと思います。この避難所、いわゆる体育館を使うということで、いうたら行政と教育の接点になってるわけですね。議会でどちらで聞いても、もう一つ思うような答えが返ってき、もらいにくいのが現状なんですけども、接点なので、なおさら行政と十分な話し合いをして、例えば、もう身近な話ですと避難所を開けるのは誰が責任持つてするかとか、そういうことまで含めてしてほしいなど。これは阪神大震災と東北震災を経て学校現場がもう大変なことになってしまった、その反省から教育の現場と避難所の運営とは分けるということが国の方針になってきていると思うんです。だから、その分けると言いながらどう関わってるのかっていうあたりは、十分話し合いたいと思うんですけど。それで気になる問題として村の小学校の場合、笠中もそうですけど、和東はあるんです校庭の隅っこに防災倉庫ですか、ちゃんとあるんですけど、村はありません。そういうものも含めてきちんと考えていってほしいなと思います。もう今まで何回も言うてるんですけども、例えば、体育館の冷暖房にしても去年びっくりする回答がありましたね。私が言うたら9月に子どもたちはプールに入るからっていう回答があったんです。何で現場を知らない人と思ってびっくりしたんですけどね。もう小学校は1学期にもう評価してますから、プールなんてないんですよ。運動場は暑いから、大抵は9月、今やったら8月の終わりですね、最初の運動会の練習は体育館でするんですよ。その暑いときに、どうなんやと私は思うんですね。この防災減災の事業計画は、もう令和7年でもう打ち切りです。だから本当に考えてほしいし、この前に八幡の学校の写真も見せてしまったけども、何か見てたらもっと移動式のそういうのもあるみたいですし、だから方法はいろいろ考えてもらえたらと思います。ぜひ前向きにどちらの行政の方も教育の方もこの場はいらっしゃるのでくどいようですが、また、お願いしたいと思います。それから、風化をさせないということで、村でも70周年ということで記念すべきあれではないですけども70年の慰霊祭をやります。やっぱり学校でも70年ということを重視した教育活動をもちろん取り組んでほしいと思いますが、そういう防災についてご意見お願いし

ます。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

防災については、命を守るという観点から学校で、さっきも答弁でお話させてもらいましたが、しているところです。ただ十分かと言えばですね、まだまだ取り組まなければいけないというふうには思っておりますが、機会は、回数は学期に1回ということで年3回なんですけども、中身を充実させていきたいなというふうに思いますので、教育委員会も中身をチェックするように心がけたいというふうに思います。あと避難場所については、本年6月に南山城小学校の体育館が避難場所になったというふうには承知しているところですけども、基本的には町行政の方も学校を避難場所にとすることは、優先的には考えておられないということですので、そういったあたりから、うちの方も連携をしていかなきゃいけないんですけど、安心しておっいたらいかんので連携はしていきたいなというふうに思ってます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

この避難場所については、また、行政の方にも一般質問重ねていきたいと思っておりますので、また、よろしくお願ひします。それから、広報については、これ薄い地色の上にカラーの文字が載ってるんです。あれ何で全部カラーにせなあかんのかなと。もう一層、黒い文字の方が読みやすいのというふうなことも村民の方でおっしゃってる方ありましたので、また、よろしくお願ひします。

◎ 議長（西 昭夫）

答弁は。岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

私どもの方は、中身の内容の方をれんけいの方に提供しておりますのですが、そこはまたうちも関わっていますので一緒に言いたいと思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

いいですか。これで6番、鈴木かほる議員の質問を終わります。続きまして、1番、村

山一彦議員の発言を許します。

◎ 1番（村山 一彦）

それでは議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。まず、その前に、先ほど堀町長に対して黙禱を皆さんささげていただいたんですが、本来なら本日もこの場で連合長として出席いただいていたはずなんです。ところが不慮の事故で亡くなられて、本当に残念に思っております。私も2期8年、町長にはいろいろ質問をさせていただきました。しかし、その度に老練な行政マンありましたので手のひらで動かされ、踊らされてるような気がしました。誠にもって残念でございます。哀悼の意を表したいと思います。それでは、まず最初に、今何かと話題になっています生成AIについてお尋ねします。文部科学省が今月、小中高校向け指針を公表したと聞いていますが、その内容はどのようなもののでしょうか。それに際し、当教育委員会はどのような通達を行ったのか答弁願います。次に、モンスターペアレントに対する対応についてお尋ねします。今、全国的にモンスターペアレントと称される人が増加しているようにも思われます。その対策は必須です。対応マニュアルは作成できていますか。できていれば、その内容はどのようなものですか。お答えください。最後に、コロナ対応についてお尋ねします。今、コロナ感染は第9波に入ったような報道がなされています。実質数値はつかめてないようですが、確実に増加しています。和東小学校、和東中学校に感染者は出ていませんか。そして、検査キット等は学校に常備されていますか。コロナ騒動が起きてから3年以上が過ぎましたが、その間、入学式、卒業式は議長、副議長以外の議員には出席要請はありませんでしたが、今後についてはどうお考えですか。教育長のお考えをお聞きしたいと思います。以上、よろしく頼みます。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

村山議員の一般質問、生成AIについてお答えします。最初に文部科学省から7月4日付通知、初等中等教育における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインの作成についてご説明します。本通知は学校関係者が長期休業を目前に控え、現時点で生成AIの活用の適否を判断する際の参考資料として、暫定的に取りまとめられたものです。よって一律に使用禁止、あるいは使用を義務づけするものではありません。今後、科学的見地の蓄積とパイロット校の実践を踏まえ改定することを前提としているものであります。その内容はガイドラインの位置づけ、概要、教育利用の方向性、重要な留意点について示されており、特に、AIは人間が発明した道具であり、統計的にそれらしい応答をするが、事実と異なる内容や誤りを含むものもあるため、最後は自分で判断する、真偽を確認する

ことが必要であることを示しておられます。学習指導要領の示す情報活用能力は、学習の基盤となる資質能力であると位置づけていることから、積極的に活用すべきところではあるが、現段階では透明性に関する疑義、疑念、信頼性に関する疑念があり限定的な利用から始めることが適切であるとしています。これを受けて連合教育委員会では、7月12日の校長会において、文部科学省のガイドライン生成AIの利用の方向性及び長期休業中の課題についてを示し、取扱いについて十分注意するように指示しました。また、校長会での協議を踏まえ各学校で長期休業中における取扱いについての留意事項を生徒、保護者に連絡するよう7月13日付管内中学校に通達しております。次に、村山議員のモンスターペアレントの対応についてお答えします。最初にマニュアルの作成についてであります。保護者対応のみに特化したマニュアルはありません。ただ、災害、不審者、いじめ等に対する危機管理マニュアルを作成するように学校に指示しています。よって危機管理マニュアルは各学校とも具備しているところです。ただ、今回、ご質問の内容は保護者対応についてであると考えますので、その点についてお答えします。保護者の方が学校にお話に来られるときは、何がしかの不測の事態が起こっていることに対する場合が多いように思います。よって不測の事態が生じた場合は、それぞれの事象における状況をしっかり把握した上で、保護者のご意見に十分耳を傾け、その真意を理解した中で事の次第を保護者に説明するよう指示しております。学校へは日頃より報告、連絡、相談を徹底し、事象が起こった場合は独断で判断することなく、管理職の指示の下、その初期指導を丁寧に対応するように指示しています。こうすることで保護者の方とのそごがなくなり、事実に対するご理解、納得いただくことで比較的早く、またはスムーズに解決できるように思っています。こういった保護者対応のノウハウについて、日々の実践の中でベテラン教員から若手教員への指導がなされていると思っています。また、生徒指導担当、時には管理職を講師とした研修を定期的にするように指示しております。とは言え、保護者の方から無理難題がないとも限りません。そのことも念頭に置いて管理職には毅然とした対応、PTAをはじめ教育委員会との連携、必要があれば関係機関への協力依頼もするように指示しているところです。次に、コロナ対応についてお答えします。最初に和東小学校、和東中学校の生徒の感染状況についてですが、本年度において陽性者は出ておりません。昨年度までの状況は、小学校で陽性者42名、濃厚接触者58名、中学校では陽性者15名、濃厚接触者35名でした。次に、検査キットの常備ですが、これまでどおり登校前に各家庭において検温をしてもらい発熱や体調が優れない場合は休むように指示しております。仮に学校において体調不良や発熱が分かった場合は、保護者連絡、医療機関において検査するようしており、学校において検査することはありません。次に、アフターコロナにおける各種行事についてですが、全てコロナ前に戻すのではなく、行事の内容等を検討し、廃止、縮小も念頭に置き考えていきたいというふうに思っています。コロナ禍においても各校とも工夫する中で、小規模校の特性を生かして実施してきました。この経験を生かすことは大いに大切であると考えております。本年度、コロナが5類へ移行されましたが、いまだコロ

ナはなくなっておらず、今後も慎重に状況判断が必要かと考えます。よって今しばらく様子をみていきたいと考えております。とは言え、地域住民の方々に児童生徒の様子を見ていただきたく、学校は基本的に公開したいと考えています。つきましては、一時に多くの人が集まることのないように今しばらく対応していきたいなというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございます。私もはっきり言いましてA Iとかこういうものが非常に不得手なもので質問しようかどうか考えてたんですけど、先だってテレビ映像ですけどもハリウッドで今俳優組合がストを起こしているということがありました。それはなぜかという1日、俳優の一人について1日10万円で出演してくれと依頼があったんですが、1日だけで結構ですということですね。ということは、あとその1日カメラを回して、それをA Iによって、要するに歩き方とか顔とかいろいろな性格をもうそこで把握して、もうそれで1日で結構ですというようなことがありました。ということは、機械によって仕事を奪われたというようなことがあります。以前にも皆さんも見たことあると思うんですけど、アメリカ映画についてコンピュータによる人類支配とか、昔見てた鉄腕アトムでもそういうような題材で見てた記憶があります。だから、やはりA Iには人格がないんですね。要するに先ほど言われたように人間が全部操作するというので、非常にといますかな、便利なツールですけど扱うのは人間だということで、やはり、今、小学校の低学年あたりからきっちりとその辺のことをやはり道德心を持った教育をやって、そして、間違いのないような扱いをしていただきたいと、そのように思うんですが、その辺、教育長、徹底はされると思うんですが、お答えをいただきたいんですが。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

ありがとうございます。村山議員おっしゃるとおりであると考えます。ただ、子どもたちがこの社会に生きていく、これからの社会に生きていく中においてA Iを活用するということは、もう簡単に言えば、これができないと次の社会に生きていく子どもたちは非常に大変であるというふうに考えますので、これを活用できる能力はつけてやりたいなというふうに考えています。ただ、おっしゃるとおり人間がつくった道具ですので間違いもあるし、人格がありません。ですので、それをコントロールする人間がいかなる考え方を持

ってこれを操作し、また使うのか、活用するのかということは非常に大事だというふうに思っています。このことを前提としながら学校においては活用をさせるというふうに思っていますので、その点は十分指導していきたいなというふうに思っています。ただ、この夏休みにおいて私の方が校長を通じて言っていますのは、夏休みはアナログでよいよというふうに話を先日したところです。というのは、夏休みはふだん学校で体験できるような、できないようなことをいろいろ体験してほしいというふうに考えてますし、自然と触れ合うことであるとか、作文なんていうものは自分の感性から生まれるものですのでA Iが作ったものは作文ではありませんっていうことは徹底してくれと。自分の思った気持ちをそこに書くことが作文であると。絵においてもそうであると自分が感じたものを画用紙に描くと、だから上手いとか下手とかいうことではなくて、あなたのものを作ってきなさいというようなことを徹底して指導してくれというふうに言っております。特に、小学校低学年においてはA Iを無造作に使わせることについては、ご意見もいろいろありますので、そういったあたりでのことは保護者にも、ゲームと一緒にですね、お願いしているところでありますし、そういったことがないようにはしていきたいと思っておりますが、特に、夏休み前にガイドラインは国の方も夏休み対策で出された部分がありますので、私の方は急いでどうのこうのということではなく、夏休みはアナログでと。自然体験を多くしたりとか、絵を自分で描くとかそういったことを大いにしてくださいといったことを伝えたところです。今後もこのことについては、事あるごとに2次、3次と文科省の方から今のパイロット校というんでどっかで取り組ませよ、取り組ませて、その結果を基にまた通達が出てきますので、そういったことも踏まえながら指示していきたいなというふうに考えておりますので、そういったこともいろいろ判断しながらさらに指示していきたいなというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

教育長、要するに感想文が3分間で立派なもんができると聞いてるんです。それが結局A Iが作ったんか、本人が作ったかという見分ける目が先生にも必要だと思うんですが。それ先生にできるんですかね。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

正直それを見破る、見分けるっていうのは難しいかと思えます。ただ、子どもたちを初

めて見る子ではないのでA君、B君、C君の性格や個性は担任の先生は分かっておられるというふうに思っています。ですから、この子がどういった作文を書くのかということは、ある程度、想像はできるのではないかなというふうに思います。ただ、これをAIを使って書いたでしょというふうな決めつけはできませんので、そのことを何をもって、そういうふうに言うかということは非常に難しいところであるというふうに思います。ただ、小学校の子たち、低学年の子たちは、自分でその感性豊かに僕は作文は書いてほしいと思います。ただ、中学生においては、いろんな作文を読む中で、いろんな意見を読む中で自分の考えをまとめていくということは、大人に近づいていく一歩です。ですから、ある程度、大人になればAIにある程度の課題を出して、それを書かせて、それを参考にして自分でそれに付け足し、加え、引きしながら物を作っていくのは、これからのありようかなというふうに思っています。ですから中学生以降の子どもたちについては、中学生においてもまだ必要ではないかなというふうに思いますが、これからの社会はそういった社会であるというふうに考えますので、そういったAIを参考にしながら自分の意見を考えていく、もしくは先生方にこんな提案もしていますAIで考えさせてみて、その中の間違いを探せというふうなこともできるはずであると。ですから、それはもう使い方によると思いますので、そういった使い方をする中でAIに慣れ親しんでもらいたいと。道具、ツールですので自由に活用できるようにしてやりたいなというふうに考えているところです。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

ありがとうございます。それでは次にモンスターペアレントについてお聞きしたいと思います。先ほど対応マニュアルは作成してないということをお聞きしました。確かに東部3町やはり温厚な方が多いので、そういうモンスターと言われるような方はいらっしゃらないと思いますが、やはりマニュアルがないというのは、これやはりマニュアルはつくっていただきたい。といいますのは、なかなか冷静には対処できないと思います。もう顔真っ赤っ赤にして、仮には酒でも飲んで来られたらもう冷静には対処できないと思います。やはりそういう保護者を対応するには、絶対二人しか駄目だと思います。校長に会いたい言うて来られたときに校長室で一人で、校長一人で対応させるのも絶対駄目だと思いますので、その辺のマニュアル、要するに町の方でしたら出来ていると思うんですけど、それに基づいてマニュアルをつくる予定はないんですか。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

今のところそういう予定はなかったですが、保護者の方の対応マニュアルっていうのは文章化してこうせえ、ああせえというような感覚は私の中でなかったもので、保護者の方の気持ち、子どもを思う気持ちっていうことを基本的に教員としてそのことを十分考えるならば、言われていることが多少無理難題であったとしてもそれをやっぱり聞くべきではあり、そして、そのことに対して学校として全てができるわけではないので、できること、できないことを素直にというか正直にお伝えすると。教員も間違った指導は本当はあってはならないですけども、人間ですのでやっぱり間違いもありますし、口から思わぬ発言も出たりとすることもあります。ですから、そういったこともありますので、そういったことがないように、保護者の側に立って十分考えるという研修はするよというところは、常々言っていますし、校長も日々話をしているところだろうというふうに思います。ですが、こういうふうな苦情が出たらこういうふうに対応するんだというようなマニュアルをつくるのはどうかというのには僕自身は思いますが、ほかの町村を調べまして、あるところを参考にしながら検討してまいりたいと思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

今そういうようなトラブルはないからそういう答弁になると思うんですが、実際三、四年前ですかね、人から聞いた話ですけど和東小学校でも子どもを注意したら親二人で校長室に文句を言いに来たというようなことはあるらしいんですね。我が子は、この頃、少子化ですので自分の子どもはかわいいということで、すぐに子どもが悪いことをしても学校側に文句を言うというようなかたちになってきてるんで、やはり親の気質も変わってます。だから、やはり組織で守るということで一人の人に、仮に一人の先生にあの親はあの先生が対応だということになってくると絶対間違いが起きてきます。三、四年前でしたか向日市で、向日市の職員が死体遺棄に加担したということで逮捕されました。それがややこしい住民であって、もうその一人の若い職員に任せてしまってほかの人間は全部逃げるというようなことで、かわいそうにこの職員が死体遺棄で捕まってる。結局スーツケースに入ったもんか何や分からんけど運ばされた、それで捕まってるということを聞いてますので、やはり、やはり一人に任すんじゃないしにみんなですべて守るということをやっていたらいいとこのように要望したいと思います。次に、コロナ対応ですけど、結局、ここで先ほど読ませていただきましたが入学式、卒業式は議長、副議長以外の議員には出席要請はありませんでしたが、今後についてはどうお考えですかということをお答えいただきましたけども、しばらくこの考えでいくということによろしいですか。



◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

入学式については、今しばらく時間があるというふうに考えておりますので、この今コロナ第9波というふうに言われておりますけども、その状況を鑑みながら、この時期にどうするかというふうな方向を考えたいなというふうに思っていますが、基本的には今のところはこれまでどおりというふうには考えているところです。ただ、議員の方々につきましては、住民代表でありますので学校に来ていただくことは当然かなというふうに考えてます。ただ、今までそれ以外の方々、いろんな方々をご招待状を出しているところです。ですので、そういった方々については今までどおりということではなく、出席を控えていただこうかなというふうに考えているところですが、まだ確定したものではないので、今後検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1番、村山議員。

◎ 1番（村山 一彦）

今、教育長、少子化で、小学校でも中学校でもガラガラなんですわ。だから、密になることは全くないと思います。だから、そこまで臆病になる必要もないかと思うんです。やはり我々も歳もいってます。しかし、枯れ木も山のにぎわいいうてね、たくさんの人でやはり祝ってあげるといことが大事だと思うんで、やはりそういうことも教育長、頭に入れていただきたいんです。今、私も学校の方行きませんので、いろいろコロナによって変わってきてます。給食ですけど、まだ黙食ですか。

◎ 議長（西 昭夫）

岡田教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

これは文科省の方から学校の生活については通常の生活に戻すという通達が出ていますので、黙食ではありません。これまでどおりの生活をしています。ただ、マスク等については個人の判断というか強制するものではないということも伝えてあります。ですが教員の方はできるだけマスクは取ってくれと、子どもには顔を見せて対応するよというところは添えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございます。やはりテレビ等を見てますと、この3年間の子どもたちは本当にかわいそうやと。実際の顔が分からないとマスクばかりでね。やはりふだんの姿を見せるということは絶対大事ですし、やはりこの歳になって同窓会をやるとわずか3年しか一緒にいてないのに非常に懐かしく、うれしいというような感じがありますのでね。やはり子どもたちにも楽しい学園生活を送っていただけるように学校側の配慮も、先ほど校則の見直しの話も出てましたけど、やはり楽しい学園生活を送れるような配慮を願いたいと思います。以上、私の質問を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

これで村山一彦議員の質問を終わります。ここで休憩を入れます。10時50分まで休憩をします。

（休憩 10：36～10：50）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。2番、向出議員の発言を許します。

◎ 2番（向出 健）

質問通告に基づきまして、質問をさせていただきます。大きく三つの課題を取り上げています。一つ目に、ごみ出し困難者への支援についてです。ごみ出しの困難者等の実態の把握はされていますか。また、されていなければ今後どのように取り組まれるかお聞きを致します。また、ごみ出し困難者への支援そのものはどのようにされるか、この点についてもお伺いを致します。二つ目に、ごみ処理に関わる課題についてです。非常に範囲が広いと思いますけれども、今現在、連合としてごみ処理の課題をどのように整理をされ、また、取組を進めようとされているかお聞きをしたいと思います。大きな三つ目として、テールアルメ工事後の亀裂等の発生への対応についてです。この間、状況の説明等も含めましてしばらく事務局等からも状況の説明、また、どのように対応されるのかという場が設定をされておりません。それで、今現在、状況も含めてですけれども原因、このような事態になった原因は、今、究明をされたのかどうか。以前は、雨によるものだということではありましたが、雨が降ることは通常の想定範囲のはずであり、それが直接の原因という説明では不十分ではないかと考えています。この点についてお伺いをしたいと思います。二つ目に、今後どのように、この対応、対策を進める予定なのかお聞きをしたいと

思います。続きは自席から質問させていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼職務代理者。

◎ 広域連合長職務代理者（平沼 和彦）

向出議員のご質問についてお答え致します。ごみ出し困難者への支援についてでございますが、広域連合におきましては連合の規約に基づき、これまでから一般廃棄物の収集、運搬及び中間処理に関する業務について行っているところでございます。しかしながら、ごみ出し困難者等の実態把握及び支援につきましては、地域、各々の事情もありますことから収集場所や収集の方法など構成町村が指定する内容を踏まえ、連合が収集運搬などの業務を行っている状況でございます。したがって、ご質問に係る構成町村の状況につきましては、各町村を代表する者からそれぞれ答弁させていただきたいと考えております。それで、まず南山城村におきましての状況を述べさせていただきます。南山城村では、ごみ出しの困難者の実態把握については、地域の実情をよく把握されている地域の自治会や地区の民生委員さんなどのお力をお借りし、収集場所の設置などのご相談について対応いただいております。これは、村においては、ステーション方式による収集を行っているため、設置箇所などは地域の調整を踏まえて設置させていただいているためでございます。山間部の集落では、お住まいされている住宅周辺の道路の状態を踏まえて、収集ルートを設定する必要があります。ごみ収集業務を安全に、かつ効率的に行うため、地域内でごみステーションの設置場所の確保や設置位置や台数などの調整もお願いしていることから、収集計画を策定する調整の中で、体力はなくなったためごみ出しが困難な方から、設置位置やごみが運べないといった切実なご相談を受けることや地域包括ケアシステム、これは福祉介護サービスを利用したといった相談の中で体調が悪くなる、なられた高齢者世帯などの状況は、地域の見守り支援活動の中で情報提供等をいただきながら把握に努めているところでございます。ご協力をお願いしながら日常生活実態を踏まえた対応を行っている状況でございます。次に、ごみ出し困難者への支援につきましては、先に申し上げました地域の見守り活動といった地域内での共助の活動や民生委員さんの活動を通じて、必要に応じて支援内容やその方法を検討しております。具体的には、地域包括ケアシステム等の支援チームの中でどのような支援ができるか、ご親戚やご家族の方が関われないのかなど支援の方法について検討を行うとともに、南山城村社会福祉協議会の住民参加型住宅福祉サービス、通称まごのてサービスを利用するなどの方法があります。このまごのてサービスでは現在利用登録されている会員の方が5名おられ、この方々をご支援いただいている協力会員5名として支援いただく方の登録がございます。これは公的な福祉制度やサービスでは応じられない日常の困り事に対し、住民同士ができるときにできることをお互いに支えていこうという共助としての福祉活動の一つでございます。お手伝いが必要な方と協

力できる方が気兼ねなく気軽にサービスが利用できるよう有償となっており、ごみ出しのほかに買物代行や庭の剪定、草刈りなどにご利用いただいております。また、このほかに、民生委員や地域のボランティアの協力を得て、ごみ出しをされておられる方もございます。南山城村は、その地形上、山間部に民家が点在しているところが多く、ごみ収集の効率も非常に悪い状況下にありますので、こういった福祉活動との連携が非常に重要であると考えております。そのほかごみ出し以外にも支援が必要な方については、支援を必要とする状況などを把握した上で地域包括ケアシステムの中で福祉や介護サービスなどによる支援ができないか、その内容や方法について日常生活実態を踏まえた対応を個別に検討し支援を行っております。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。引き続き、笠置町さん、または和束町さんの方でご説明よろしく申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

中副広域連合長。

◎副広域連合長（中 淳志）

失礼致します。笠置町長、中でございます。ただいまの向出議員のご質問でございます。まず、ごみ出しの困難者の実態把握をされているかどうかというご質問でございますが、個々具体的な実態把握の調査等は行っておりませんが、各集落における地形、また、道路の状況、高齢者世帯の増加等から困難者がおられることは各地区からのごみボックスや拠点回収場所の増設要望、また、福祉関係者からの情報である程度の把握はいたしているところでございます。ごみ出し困難者の支援につきましては、まず、ご自身で排出できない場合は、隣近所などの協力のもとに排出していただいておりますが、町としてはごみ出しのサポートの制度がございます。一つは社会福祉協議会と老人クラブが中心になって行い、行っている住民、住民同士の助け合いのサービス、また、当町が笠置町社会福祉協議会に委託しております介護予防や日常生活支援総合事業として実施しておりますサービスの一つに安否確認を兼ねたごみ出しがございます。ただし、大型のごみにつきましては、これらの利用が厳しいケースがございますため、検討が必要かと考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

奥田参与。

◎ 参与（奥田 右）

それでは、私の方も同じ質問いただいておりますので答弁させていただきたいと思っております。まず、(1)のごみ出し困難者の実態把握の質問でございます。この質問ですけれども、そもそもごみ出しの困難者といえる定義とございますか、一定の物差しがこれは決まってい

いと思うんです。これはもう考え方によっていろいろ変わってまいりますので、これについての特化した、和東町につきましても実態把握はしておりません。ただ、生活支援と致しまして、各個人の申し込みにより先ほど笠置町長さん、また、南山城村長さんも言われてますように、和東町におきましても、社会福祉協議会は1点对応していただいております。また、同じごみ関係だけではないんですけれども、生活全般の支援ということで和東町におきましては、高齢者の見守りサービスを若干行っております。そこで受けた相談を関係部署に連絡しまして、それぞれの対応を取っていただいているということになっております。生活全般の支援ということになりますけれども、社会福祉協議会、または、福祉課の支援業務としては大体、和東町では大体80人ぐらい支援を行っております。次に、(2)のごみ出し困難者の方への支援はどのようにされてますかというご質問ですけれども、先ほども触れましたように和東町社会福祉協議会が行っております和東町軽度生活援助サービス事業を活用していただいております。担当者に聞きますと、特に、困っておられるのは、ごみ関係で多く頼まれるのは、古紙、ダンボール、粗大ごみといった重たい物、これがなかなか出せないということで、そこらへのほとんどが支援となっております。個人負担につきましては、約1時間に100円をいただいているということで、あと生活支援の中身によっていろいろ違うんですけれども、大体700円から800円。ほかのその残りについては町の方から社会福祉協議会に委託させていただいて、行政の方が負担していると、このような状態になっております。あと高齢者の見守りサービスと連携を図りながらごみ出し困難者の支援にもつなげております。いずれにしましても、これはもう行政だけではなかなか限界がございますので、住民のサービスの一つは公平さということで先ほども出てましたけれども、自助、共助、また、公助と、ここら辺のバランスを基本的に取っていかなければならないと、このように考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長職務代理者。

◎ 広域連合長職務代理者（平沼 和彦）

続きまして、向出議員からのごみ処理に係る課題に関するご質問についてお答え致します。まず、令和2年7月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、構成町村全体ごみ一人1日当たりの平均排出量を2034年、令和16年度に、2019年、令和元年度に対して5%削減するといった目標を掲げております。一方、現状と致しまして、2022年、令和4年度のごみ一人1日当たりの平均排出量は2019年、令和元年度と比べ、ほぼ横ばいの状況にあり、広域連合としての課題の一つと考えているところでございます。ごみの減量化につきましては、まずは構成町村において取り組まれるべきと考えているところではございますが、広域連合においては、これまでからごみの減量化に向けた周知、徹底を図るための広報紙を中心とする啓発を行ってきており、また、構成町村におきましても、

家庭用の生ごみ堆肥化容器などの設置に対する補助など、ごみの軽量化に、減量化に取り組んできているところでございます。計画期間の到来までには10年以上が残されているものの、目標の達成に向けて、ごみの減量化をさらに進めるためにも、この現状を踏まえ、構成町村の環境担当課とともにどのような取組ができるかについて検討を進めてまいりたいと考えております。二つ目には、ごみ処理に係る費用の削減があると考えております。ご承知のとおり、連合のじんかい処理費では減少傾向にはあるものの、毎年約2億円程度の経費がかかっており、その大半を構成町村からの分担金により賄っている状況でございます。現在、民間委託に係る令和6年度からの契約に向け準備を進めているところではありますが、人件費の上昇や燃料価格の高騰等の影響を受け、委託料は増加することが想定されるところでございます。しかしながら、廃掃法では、市町村は一般廃棄物の処理に関し統括的な責任を有し、ごみを継続的かつ安定的に処理することが求められているため、単純にコストをカットすることになじまないものと考えております。この点、経費の削減につきましてもやはりごみの減量化のほかりサイクルを推進することが必要と考えております。なお、現在の民間事業者との一般廃棄物処理に関する契約では、中間処理や最終処分の量に応じた契約内容となっておりますことから、ごみの処理量が減ることで、その処理にかかる費用を抑えることになります。また、容器包装プラスチックや瓶、ペットボトルなどの再資源化ごみにつきましては、現在、容器包装リサイクル協会に引取り、買取りをお願いしているところですが、混入物の量や質などに応じ連合の負担が増えることにもつながります。そのため、ごみの総出量の大半を占める家庭からの排出されるごみについて、各家庭の意識を変えていくことは、ごみの排出を抑制し、または資源化を推進することに大きく寄与するものと考えており、ごみの分別はもちろんのこと、ご家庭でもできるようなごみの減量方法などについても構成町村とともに周知、広報の強化に努めてまいりたいと考えております。続いて、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事後における亀裂等についてでございますが、その原因につきましては、本年3月の定例会におきましても答弁してございますけれども、変状の原因と致しましては、専門家からは一つ目として、そもそもクリーンセンターが軟弱な地盤の上に建設されたことと、二つ目に工事の実施に当たり建屋や粗大ごみ置き場を存置、または、杭基礎を保全することなどを要件としたことにより、昨年度までに行ってきた当該工事をしたものの安全対策はまだその途上にあること、そして、最後に大きな降雨による影響との見解をいただいているところでございます。このような専門家の見解や提案を踏まえ応急処置につきましては、沈下やクラックがこれ以上拡大しないよう管理する側の私どもの責任として、その原因を一つでも排除するため、まずは建屋の横にございます排水路が傷み、機能しない状態であったために緊急排水修繕を実施し、建屋に降った雨水を山側へ流すための処置を行うとともに、亀裂等に影響を及ぼしていると想定される建屋付近や町道下部部分について、広く浸水防止を図るためのブルーシートを敷設するといった処置を行ってきたところでございます。今後の対策や対応につきましては、現在、目視による観測を続けているところでございますが、

観測を継続しながら、その状況や推移を管理者として注意深く見守ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。時間の関係もありますので少し絞って質問させていただきたいと思います。以前に、連合としても各町村からの要望等も聞き取りたいという話もちよっとお聞きをしてるんですけども、そのあたりについてはどのように進められようとされているのかお聞きをしたいと思います。それから特に、ごみ収集ですね、個別に収集されている幾らかご家庭もあるみたいなんですけれども、そういうごみ収集の業者の方に依頼する方向といえますか、戸別収集、困難な方は、特に、対応することであつたりとか、またはゲージの設置場所について増やす場合も含めて検討するとかいうあたりはどうか、お聞きをしたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長職務代理者。

◎ 広域連合長職務代理者（平沼 和彦）

各町村の状況はどうかということにつきましては、先ほどもお答えしましたように担当、環境担当の方とお話しするというので考えております。そして、戸別収集等につきましては、先ほども各町村の方からも個別のお話があつたとおり、状況、その他いろんな事例が変わってきますので、これは各町村の方で収集場所とか、ゲージとかの問題、戸別収集とかは、そちらの方で考えていただきたいというふうに考えております。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。以前、何か町村のニーズといいますか、要望もお聞きするみたいな話もちよっと聞いたんですが、そのあたりっていうのは何か取組は、ないんでしょうか。ちよっともうそこ確認しておきたいですけども。

◎ 議長（西 昭夫）

大西環境課長。

◎会計管理者兼環境課長（大西 清隆）

失礼致します。ただいまの向出議員のご質問でございますが、先ほど答弁の中にもございましたけれども、来年度からのごみ処理業務の仕様書づくりを現在進めておりまして、その中で各町村の担当課にステーションの増、また、収集方法の変更等を要望ないかということで照会はさせていただいております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

向出です。ごみ処理に関わる課題なんですけれども、ごみの削減っていうのは、単純に延々にごみを削減、無限にできるわけではないので、どこかにストップがかかる部分っていうのがあると思うんです。それで、連合内だけではなくて、今、拡大生産者責任というかたちで製造者の方に一定責任をも、例えば、費用に処理の責任を持ってもらって価格に乗せるとか外国とかではあったりするんですけれども、そういう大きな視点もいるんじゃないかなと。そういう取組っていうのは当然国への要望であったり、大きな議論の場とかで進めていく問題でもあると思うんですけれども、そういった視点が要るんじゃないかなと。それから、リサイクルも、その物によっては様々な資源の使用の方がリサイクルによって生み出す価値よりも高い場合もあるというふうに聞いているんですけれども、連合としては、やっぱりそのあたりも念頭に置きながら、当然、リサイクルを進めれば住民の方の分別の負担というのは、細かくすればするほど増えてしまう面もあるので、単純に増やすのが本当にいいのかとかも含めまして、しっかりと整理されてほしいと思うんですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長職務代理者。

◎ 広域連合長職務代理者（平沼 和彦）

まず、ごみの減量化ですけども一番多いのは生ごみの水分ですね。それを出すときに水分を取っていただくと、できる限りですね。各町村でそういったところに補助を出して、一つは乾燥機を残渣ですか食品残渣というか食品の生ごみの乾燥機の購入の補助を出したりとか、和東町さんの方ではコンポストで生ごみを、そういったところで処分されるとか、そういった策で減量化をしていくと、進めているという実態がございます。もう一つリサイクルにつきましては、今おっしゃられたとおりでございます。分別を広く広くすればするほど、細かくすれば30幾つ種類も出てくるということで、実際に、私も今年の3月、



一番進んでる上勝町の方に行って見ましたから32の方に分別されて、そのうちに有価物とか、また、リサイクル費で処分するというふうに分けておりましたんで、これは本当にもうその上勝町の住民全員がそういった目的意識を持って、分別の意識が高いということで成り立っているのかなというふうに感じました。そういった意識醸成、また、啓発を進めていく必要もあるかなというふうに思います。

◎ 議長（西 昭夫）

2番、向出議員。

◎ 2番（向出 健）

2番、向出です。単純にリサイクルが良いことということで単純に進める方向があると思うんですけど、場合によっては、かえって費用かかり過ぎるとか無駄もあるので全体を見直して、本当に一番いい方法、これは本当に意味があるという取組を進めていただきたいということで質問させていただいています。そのあたりは、またよろしくお願ひしたいと思います。テールアルメの件ですけれども、この間もいろいろ亀裂もなんかどんどん進行している面もあったりとかも含めまして、ただ、具体的に資料としては、ここの箇所がこうなってるかとか具体的な状況っていうのは、まだ、いまだにきちとした説明はなくて、口頭では多少いただいておりますけれども、そのきちとした、やっぱりまず状況の説明とかをしなきゃいけないんじゃないかなと。それから先ほど原因として、もともと軟弱地盤だと、それは分かってたと思うんですね。その上で設計の方の専門家に見に来ていただいて、これで本当に大丈夫なんですねということで信頼をしてやったわけで、要するに軟弱地盤であるかとか、建屋自体を残すとか、それは最初から条件に入ってたと思うんですね。あと、急に入ってきたもんじゃないで。雨といってもそんなものすごい本当に大災害があったような雨であれば想定外でしたということもあると思うんですけど、そうじゃない中で、例えば、これ普通に考えたら設計が悪かったんじゃないかと。もしくは設計どおり施行されていないんじゃないかと。どっちかになるんじゃないかと思うんですけども、最終的には責任の問題があるので、そのあたりも含めて本当にどうなるのかね。連合は施主、いわゆる施主だと思うんですよ、依頼した側だと思うんですよ、依頼者側が何か、これ工事の失敗を依頼者側が責任取るっていうのも、判断の責任というのはあると思うんですけど、そうではなくて、こういうふうになった事態の本当に責任はどこにあるのかっていうところまで含めてやっていかないといけないんじゃないかと。今一切の流れも示してもらっていないので、例えば、いつ頃までには状況説明をすると、原因はかちと決めると、最終責任はここまでで判断するというようなフロー、流れも一切説明がないので、そのあたりも含めてきちとどういう方向に進むのかということだけは答弁いただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

平沼連合長職務代理人。

◎ 広域連合長職務代理人（平沼 和彦）

工事にかかったいきさつは、安全を第一に考えるということで状態を安定化させるということで、設計をして工事に臨んだわけなんですけども、ご承知のとおり、現在動いてるということで、完全には工事が成功したという状況ではございません。これがどういったかたちになっていくのかなというのは、もう少し見ていく必要があるんですが、原因究明というのはもともとの設計する時点で、先ほど向出議員さんおっしゃったとおり軟弱地盤であって、あと建屋を残す、それからヤードを確保するという条件をつけての設計でしたので、それでいけるということで進んでみましたが、実際には、そのとおりにならなかったというのがもう現状で、私もよく認識しております。今後、そういった原因究明については、設計者の方とも聞きながら話を進めていきたいと思うんですが、その後の責任問題どうのこうのになってきますと、これもまた非常に難しい話になってこようかと思っておりますので、そこを一気に、その方面に行くというのは、ちょっとまだ想定ではないかなというふうに感じておりますので、まずは、もう少し原因が何であったかというのをクリアにして、今後どういう対策をしていくかということを考えていきたいというふうに思います。

◎ 議長（西 昭夫）

これで向出健議員の質問を終わります。これで一般質問を終わります。日程第5、議案第7号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長職務代理人。

◎ 広域連合長職務代理人（平沼 和彦）

提案理由、議案第7号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましてご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額8億2,507万9,000円に歳入歳出それぞれ750万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,258万円とするものでございます。今回の補正につきましては、笠置小学校管理費の給食室浄化槽改修工事や和東小学校管理費の公用車購入によるものが大きなものになってございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（岸田 秀仁）

失礼致します。それでは、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号につき

まして、朗読等をおもちまして説明とさせていただきたいと思っております。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号について。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号、地方自治法、昭和22年法律第67号、第218条の規定により提出する。令和5年7月27日提出、相楽東部広域連合、広域連合長職務代理者、相楽東部広域連合副広域連合長、平沼和彦。1ページをお願い致します。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号。令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額8億2,507万9,000円に歳入歳出それぞれ750万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,258万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算、補正後歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。まず、歳入の主な説明をさせていただきます。歳出につきまして主な説明をさせていただきます。歳出につきましては、予算書の14ページからになっております。別添資料につきましては、A3の分でございますけれども3ページ以降が歳出となっております。併せてご覧いただきたいと思います。歳出の大きなものと致しましては、先ほどの連合長職務代理の、職務代理者の提案理由でもございましたが、笠置小学校管理費の給食室の浄化槽改修工事や和東小学校管理費の公用車購入が大きなものとなっております。それでは、14ページ、15ページにあります。4款、総務費、2項、総務管理費、3目、一般管理費では、個人情報の保護に関わる法律施行条例につきまして既に3月議会で、議会の方で可決を賜り改正を行ったところではございますが、当連合の規約におきまして以外に規則、要綱等が影響がある部分をこれから改正などをする必要がございます。そういうこともございまして71万5,000円を計上しております。これにつきましては同様の改正を町村、構成町村の方でも既に行っているところと今年度行っているところがございます。それと同様のことで計上させていただいております。続きまして、同ページ下段になります5款、教育費、1項、教育総務費、3項、義務教育振興費、振興諸経費では33万3,000円を計上しております。これにつきましては、クラブ活動の地域移行と致しまして、地域部活動事業ゆるふる部として抹茶アート、ボルダリング体験事業として今回補正計上をするものでございます。同ページ下でございまして5款、教育費、2項、小学校費、1項、笠置小学校管理費におきまして、先ほども若干説明をさせていただきました給食室の浄化槽改修工事と致しまして143万円を計上しております。続きまして、和東小学校管理費でございますが、スクールバス運行管理費、公用車を購入することと致しまして備品購入費で416万3,000円を計上しております。以外では給食事業費、給食業務事業費、各給食センターの運営諸経費の方で運営委員会報酬を1回分を今回追加しております。笠置につきましては笠置小学校管理費、こちらの方で運営委員会が今年度設立をされたということで、運営委員会を2回開催するものとして計上しております。歳入につきましては、12ページ、13ページの方をご覧ください。先ほど説明させていただきました地域部活動のゆるふる部の関係におきまして、府支出金の方でございま

す。府補助費、教育費補助金、中学校費補助金と致しまして16万6,000円。約事業費の2分の1を歳入として計上しております。以外につきましては町村からの負担金といったかたちになります。これにつきましては、733万5,000円計上しております、13ページの方で笠置町さん、和東町さん、南山城村さんと致しまして、負担金をそれぞれ計上しております。以上で、第1号補正予算の主なものの説明とさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

この資料によりますと4ページですね。和東小学校管理費、備品購入、公用車ワンボックス14人乗り。私の思いはやっとな動いたかなという思いでございます。そうした中、416万3,000円ですか、これについてはとやかく言うものではないんですけど、昨今、車の納車時期が若干遅れてるということでございます。これが納車時期は、これから契約に入っていくわけですが、大体いつ頃に入ってくるのか。それについてお聞きしたいと思ひます。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 徹也）

畑議員のご質問にお答えをさせていただきます。和東小学校管理費、スクールバス運行管理事業、備品購入費についてでございます。畑議員から今ございましたとおり、スクールバスと致しまして14人乗りの車両の購入に関するものでございます。納期につきましては、昨今、車の納期が遅れていることが言われておりますが、メーカー等に確認致しましたところ、様々な要因によりまして変わることがあるとはいうことで、流動的な状況になっているようではございますが、6か月程度と見込んでいるところでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

6か月ということは、2月頃ですかね。ということは、これは来年度、令和6年度で動かすのか、それとももう入った時点ですぐ運行するのか、これについて学校教育課長より次

長にいきましょか。次長どのようにお考えておられるのか。そして、この運行規定等々についてもお考えはあるのか、これについても詳しくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

ただいまのご質問お答えさせていただきます。納車見込みが6か月程度ということで年度末近くになるものと思われまます。今年度におきましては準備作業の年と考えております。ですので、規定等も今年度に整備行っていきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

3回、最後やね。私ね通学路の問題のことでお聞きを致しました。これに伴いまして、この運行バス、例えば、例えばですよ、どれぐらいのコースを選んでおるのか、その辺についてもまだ何も決まっていなくて、このように取ったんですけどね。6か月以内にはっきりしたコースなのか、行き先なのか、時間帯、これについてもしっかりと把握した中で、6か月かかるなら仕方ないでしょう、それについても早急に取り組んでいただき、来年度4月のスタートするなら、また、これはちょっと具合悪いわというようなことのないように努めていただいて、このように思います。次長いかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 正則）

お答えさせていただきます。以前の議会等でも教育長答弁しておりますように、少子化に伴い生徒数、児童数の減少に伴いまして、通学路等の状況が変わってきております。そちらの中でスクールバスの運行も見直しをかけていかないと考えておるところでございます。その中で、きめ細かな運行もできるようにということで今回、補正予算の方で上げさせていただいているところがございますので、今後の生徒の動き、生徒数等も見極めながら、今年度中に運行ルート等見直しをかけさせていただきたいと考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

資料の3ページ、教育費、教育総務費、義務教育振興費の諸経費ですね、子どもの教育のための総合交付金府補助金でなされる地域活動活動事業委託（ゆるふる部）という事業でございますが、この事業の目的、狙いはどこにあるのかお聞かせください。

◎ 議長（西 昭夫）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

ただいまのご質問についてお答え致します。地域部活動としましては、国の中学校のクラブ活動、地域への移行ということで、この今年から改革推進期間という3年間がございます。このゆるふる部についてなんですけれども、地域部活事業としまして、こちらの方は文化部、抹茶アート体験と運動部、ボルダリング体験を計画しております。緩く、緩やかにふるさと3町村のよさを味わおうと表現しました連合独自の言葉でありまして、この活動をゆるふる部活動と名づけました。このゆるふる部は、小学生と、それから中学生、小中連携で小学生、中学生合同事業として体験をしていただきたいということで考えております。以上です。狙いとしては、今現在、中学校の部活動がありますけれども、将来的に新しいまた部活動というかたちでいろいろな地域に根づいたクラブ活動を推進していけたらなと思っております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

うち中学生も小学生もいるんですけども、この間、少し中学生の方と話をしたんですけども、中学校同士の交流って南山城と笠置は毎日ともにしてますからいっしょくたなんですけども、和東と笠置中学校の子どもっていうのが仲いいのっていう、コミュニケーションあんのっていう話をしたら、部活で練習試合はするが、交友関係ってのはなかなか築けてないという話をこの間娘としてたんですけども、ぜひこういう取組を使って、やはりちょっと距離があるので学校同士の、否めないこともあると思いますし、児童数の関係もあると思いますし、様々なそういう懸念はあると思うんですけども、せっかく東部3連合と呼ばれる地域ですんで、そこを今のうちに顔見知りになって、友達になって、大人になってもつながっていけるような交流にしていってほしいなと思いますし、願わくば継続事業でこれから、この東部3町村が発展していく一つの基軸になるような子どもの頃の思い出づくりというものにしていきたいと思いますし、地域振興にも貢献していただきたいなと

思いますので、ぜひ前向きな事業にしていってほしいと。ある一定の成果品として、どこを目指すのかっていうことをお聞きしたいなと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

中学校の合同練習についてなんですけれども、中中連携、中学校2校の合同でクラブの部活動の予定をしております。それぞれ笠置中学校で7回、和東中学校で7回、今年予定をしております、連合の課題であります少人数をクラブ、少人数を補う観点から両校に共通するクラブをまず今年を対象に合同練習をさせていただいて、それに係るバスの送迎を計上させていただきました。

◎ 議長（西 昭夫）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

ぜひ決算のときには、充実した内容が書かれているように期待致しますのでよろしくお願い致します。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

先ほどの坂本議員は、子どもさんもおられて状況がよく分かっていると思うんですけど、私なんか見たら、これ抹茶アートとかボルダリングするのは小中の子どもたちですね。これどういう時間帯を使ってどんなもんに実施されているのか、それから中中連携の和中へ行く、笠中へ行くっていうクラブ活動とはまた別の話なんですね。ちょっとそういう実際の状況を聞かせてください。

◎ 議長（西 昭夫）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

ただいまのご質問についてお答え致します。まず、初めに中学校の合同練習の送迎ですけども、こちらにつきましては現在、今年3町村で、笠置中学校と和東中学校の方に共

通してあるクラブ、そちらの方の合同練習を予定しております。中学校で両方に共通するクラブにつきましては、陸上部と卓球部、それからバスケットボールの女子が両校で共通するクラブでございますので、この三つを、まず、今年合同で練習をさせていただき、先ほど述べさせていただきましたが、連合の課題であります少人数を補う観点から一緒に共通するクラブを対象に連合で練習をさせていただきたいなと思っております。それから、抹茶アートとボルダリング体験につきましては、こちらにつきましては、将来、文化部と運動部、特に、今の中学校では芸術部はあるんですけども、なかなか文化部が存在しません。南山城村、和束町ではお茶が産地で有名でございますので、お茶を使った授業とかは茶道教室とか、そういうのはしておるんですけども、文化部をこれから進めていきたいなとかたちで今、地域の方に抹茶アートをされておられる方がおられますので、それで進めていって、将来的には新しいクラブ、今ない中学校に存在しないクラブとかも進めていけたらなと思っております。ボルダリング体験につきましても、やはり笠置町の方で外でも、それからいこいの館の中でも雨天関係なくできますので、そちらの方を体験させていただいて中学生の子こどもたち、小学生の児童たちにいろいろな経験をしていただき、将来のスポーツ活動に興味を持っていただけたらなと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

ということは、中中連携の方のクラブというのは、学校のクラブ活動の時間内なんでしょうか、それとも土日とかを利用しているんでしょうかっていうのが一つと、それから、ゆるふるですか、この小中学生が一緒になって参加しているのは、これはもう土日ぐらいしかできないと思うんですけど、そういう時間帯を教えてください。

◎ 議長（西 昭夫）

南生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（南 和昇）

ただいまのご質問についてお答え致します。まず、中学校の合同練習につきましては、土曜日の午前中に予定しております。平日ではございません。地域移行につきましては、まず、この休日、土曜日、日曜日を優先して、この3年間は改革推進期間と国で定められますので、まずは土日を対象にさせていただきました。それ以降、また、令和8、9年以降につきましては、平日を含めた計画をというかたちになっておりますので、それ以降はまた進めていこうと思っております。ゆるふる部の方につきましては、この二つとも、



こちらにつきましても休みの日、日曜日に予定をしております。大体秋から冬にかけて中学校、小学校の運動会、体育大会とか授業イベントに重ならない日を設定させていただいて、そこで体験をしていただこうと考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結致します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

討論なしと認めます。これで討論を終結致します。これより採決します。議案第7号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、議案第7号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計補正予算第1号については、原案のとおり可決されました。日程第6、発議第1号、相楽東部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件についてを議題と致します。提案理由及び議案の説明を求めます。議会運営委員会委員長、久保憲司議員。

◎ 議会運営委員会委員長（久保 憲司）

議会運営委員長の久保でございます。この案件につきましては、既に各常任委員会あるいは、これよりも別に各地方自治体の中でも、もう既に同様の案件が可決をされてきている状況でございます。そうした背景の中で提案理由の説明と提案をさせていただきたいと思っております。発議第1号、相楽東部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、地方自治法第109条第6項及び相楽東部広域連合議会会規則第13条第3項の規定により、議会運営委員会等を代表して別紙のとおり条例案を提出致します。提案理由と致しましては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保

護法の3法の法律が一本化、一本に統合されるということになりまして、令和5年の4月1日以降、各地方公共団体の個人情報保護制度については、統合後の法律の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、各地方公共団体の議会は、共通ルールの適用対象から除外され、自立的な対応に委ねられるものとされたところでございます。法の施行に合わせて本年4月からは、相楽東部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例により広域連合長、教育委員会等の実施機関においては、個人情報の保護制度は規律されていますけれども、相楽東部広域連合議会としても引き続き同水準で相楽東部広域連合議会の個人情報の保護制度を規律するために本条例を制定するものでございます。本条例の内容につきましては、先日までに各常任委員会におきましても十分審議を重ねていただいたとおり新個人情報保護法を条例化したものであり、条例案については全国3議長の条例案を基本とし、各自治体の裁量権である手数料等の規定については、広域連合の定義を引用する形で規定することと致しております。附則と致しまして、公布の日から施行するというように致しておりますので、以上、具体的な、実質的な発議の中身につきましては、お手元にお配りを致しておりますので、多項目にわたりますので改めて読み上げることは致しませんけれども、ご確認をいただきたいというふうに思います。以上で提案の理由、あるいは提案説明とさせていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

本件は、質疑、討論を省略し、これより採決します。発議第1号、相楽東部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、発議第1号、相楽東部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。日程第7、委員会の閉会中の継続調査及び継続審査及び調査についてはを議題とします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及

び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の議  
会を閉じます。これをもちまして令和5年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会しま  
す。本日はご苦労さまでした。

地方自治法第123条2項の規定により署名する。

相楽東部広域連合議会議長

署名議員

署名議員